

事後審査型一般競争入札の執行について

公益財団法人群馬県観光物産国際協会が発注する解体工事について、次のとおり公告します。
本件は、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるとともに、入札参加資格の審査を開札後に行うものです。

令和7年8月1日

公益財団法人群馬県観光物産国際協会
理事長 岩崎 真人

1 入札対象工事

工事名称	令和7年度群馬県立赤城公園厚生文教団地内解体工事
工事場所	前橋市富士見町赤城山地内
工事概要	群馬県立赤城公園厚生文教団地内の旧企業保養所2棟を解体するもの別冊概略図及び設計内訳書のとおり
工期	契約日から令和8年3月31日まで

2 入札参加者の条件

建設業許可	解体工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること
配置技術者	(1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できること。 (2) 配置技術者は、入札日以前3か月以上の恒常的雇用関係にあること。 (3) 石綿作業主任者を配置できること。配置にあたっては、下請業者から選任することも可とする。
所在地要件	群馬県内に本店を有していること
施工実績要件	不要
その他の参加資格要件	建設廃棄物の処理にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめとする関連する法律を遵守していること

3 社会保険等未加入対策について

(1) 受注者は、この契約締結後7日以内に、工事費内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出すること。

工事費内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(2) 受注者は、下請負契約をしたときは、施工体制台帳を作成し、発注者に提出すること。

(3) 受注者は、下記の届出をしていない建設業者を下請契約の相手方としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (4) 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合又は特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。

この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

4 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
質問受付	令和7年8月1日(金)から 令和7年8月8日(金)まで ※ ただし最終日は、午後3時までに当協会へ到着した分までとする	(1) 質問書様式は自由(質問内容がわかるように具体的に記載すること。) (2) 質問等がある場合は、質問書の正本を6担当者(問い合わせ先)まで持参又は郵送により提出すること。
回答の 閲覧期間	令和7年8月12日(火)から 令和7年8月15日(金)まで	公益財団法人群馬県観光物産国際協会 事務局(前橋市大手町2-1-1群馬会館3階)
入札日時 ・場所	令和7年8月19日(火) 午前11時から	公益財団法人群馬県観光物産国際協会 会議室 (前橋市大手町2-1-1群馬会館3階 貴賓室)
入札金額の 記載	(1) 落札決定にあたっては、建設工事入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (2) 建設工事入札書の引き換え又は変更は認めない。	
入札の無効	(1) 入札参加資格がない者が行った入札 (2) 入札に係る不正行為を行った者による入札 (3) 虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札 (4) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札 (5) 工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しないとき (6) その他入札に関する条件に違反したとき (7) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す。	
開札日時 ・場所	入札日時・場所に同じ	

<p>入札参加資格 確認申請書の 提出について</p>	<p>(1) 提出書類は、次のとおりとする。 ア 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） イ 参加資格確認調書（様式第2号） ウ 配置技術者調書（様式第3号） エ 建設廃棄物処理計画書</p> <p>(2) 当該資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。 (3) 落札候補者となった日から2日以内（閉庁日を除く。）に提出すること。 なお、郵送等による提出は認めない。 提出場所：公益財団法人群馬県観光物産国際協会事務室（前橋市大手町2-1-1群馬会館3階）</p>
<p>落札者の 決定等</p>	<p>(1) 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から14日以内（閉庁日を除く。）に行う。 (2) 落札者を決定したときは、速やかに落札者へ文書等により通知する。 (3) 入札参加資格がないと認めるときは、落札候補者へ文書等により通知する。この場合、当該落札候補者の行った入札は無効とし、次点の者を落札候補者とする。 (4) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から5日以内（閉庁日を除く。）にその理由について文書により説明を求めることができる。 なお、文書は公益財団法人群馬県観光物産国際協会事務室（前橋市大手町2-1-1群馬会館3階）に持参により提出することとし、回答は文書により行う。</p>
<p>入札結果の 公表</p>	<p>落札者を決定した後、公益財団法人群馬県観光物産国際協会ホームページ（https://top.gtia.jp/）にて公表する。</p>

※ 上記の申請又は閲覧等の受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

5 入札事項等

<p>入札保証金</p>	<p>免除</p>
<p>契約保証金</p>	<p>契約金額の100分の10以上の金銭的保証 (1) 契約保証金の納付 (2) 金銭保証人（金融機関又は保証事業会社の保証） (3) 履行保証保険 (4) 公共工事履行保証証券による保証（付保割合10%以上） (5) 利付国債もしくは地方債</p>
<p>前払い金</p>	<p>適用あり</p>
<p>部分払い金</p>	<p>要相談</p>

6 担当者（問い合わせ先）

公益財団法人群馬県観光物産国際協会 コーポレートデザインユニット 富澤 裕介
〒371-0026 群馬県前橋市大手町2-1-1 群馬会館3階
電話番号 027-243-7271